

論点メモ（下請法（公正取引委員会・中小企業庁））

1. 調査期間の変更について

- ① 現在6月～5月を対象として行われている調査について、4月～3月を対象として行うことになると、4月、5月に発生した下請法違反について、1年間見逃すことになるとの御説明があったが、1年間見逃すことになってしまう理由について、もう一度わかりやすく御説明いただきたい。
- ② 現在の調査においても、6月、7月に発生した下請法違反については、1年間見逃すこととなっているのではないかと。どの期間で区切ったとしても、同様の問題が発生するのではないかと。
- ③ 事業者からは、本調査は、本社で受け取った上ですべての部門・事業所へ照会する必要があると多大な事務手続きが掛かるところ、1か月で回答するのは大きな負担であるとの指摘もあるが、回答期間の延長等は行えないのか。
※平成30年調査の場合、6月15日付で発出され、7月13日までに回答（公正取引委員会調査の場合）。調査対象期間は平成29年6月1日から平成30年5月31日（公正取引委員会、中小企業庁共通）。
- ④ 上記のような事業者の意見などを踏まえると、4月から3月を対象とし、4月に調査票を発出し、6月までに回答するようなプロセスが相当と考えるが、いかがかと。

2. 下請法に基づく調査の法的根拠について

- ⑤ 下請法第9条では「必要があると認めるとき」は「取引に関する報告をさせ」となっているが、現在行われている調査は親事業者に対し10万5000名という規模で毎年行われており、「必要があると認めるとき」に行っている調査と言えるのか。
※ 別途、下請事業者に対しては50万名に対し、調査を実施。
- ⑥ 下請法9条に基づく調査は法律ができた年から行っているとの御説明があったが、開始当初から現在までの調査対象者数の推移や、調査対象者数が増えてきた事情につき、御教示ください。
- ⑦ 下請法第9条は、「必要があると認めるときは」調査ができる旨の規定であるが、これほどまでに大規模に、定期的に調査を予定している条文なのか。そのようなことを予定している条文であるのならば、国会の審議経過などによる論拠を示していただきたい。調査の体裁を取った事実上の行政指導を行っているようにも見えるところ、調査を受ける事業者の納得性を高める観点から、他法令のように、調査を実施する旨の規定を設けることは考えられないかと。

（参考1）下請法第九条

公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(参考2) 定期的な報告を義務付けている法令の例

○地球温暖化対策の推進に関する法律 第二十六条

事業活動(略)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの(略)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項(略)を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(略)に報告しなければならない。

○アルコール事業法 第二条第二項

製造事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関し経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

3. 調査票の簡素化、共通化について

- ⑧ 前回の御説明では、公正取引委員会のほうが中小企業庁に比べマンパワーが少なく、その点が公取調査票と中企庁調査票の差に反映されているとのことであったが、この点に関し、具体的に御説明いただきたい。
- ⑨ 公正取引委員会調査と中小企業調査で共通する調査項目については、企業の負担感の軽減の観点から設問内容、選択肢ともに共通化するべきではないか。

(参考1) サンプル調査ではあるが、大企業では毎年調査が当たるとのこと。同一年に公取調査と中企庁調査に同時に回答することはないが、5年に1回程度、公取委と中企庁で調査対象名簿を交換するとのこと。

(参考2) 調査票における共通項目

公正取引委員会：36問(46問中)、中小企業庁：28問(53問中)

※同趣旨の間であっても複数の設問に分かれている場合があるため、数が一致しない

4. オンライン回答の導入について

- ⑩ 平成31年度に実施される調査において、オンライン回答を実験的に行うとの御説明があったが、調査対象者数の規模感、本格導入に向けた工程はどうなっているのかなど、具体的に御教示ください。

(参考3) 共通項目のうち、設問、選択肢の書き方が異なる例

公正取引委員会	中小企業庁
<p>【設問】 下請事業者に対する発注に際して、発注書面（一定期間内における製造委託、役務提供等を委託する際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。</p>	<p>【設問】 貴社は、下請事業者に発注する都度、発注書面を交付しましたか。</p>
<p>【回答】 ①交付した ②交付しなかったことがある（又は受領（提供）後に交付したことがある） ③交付していない</p>	<p>【回答】 ①必ず交付した（口頭発注後、直ちに書面を交付した場合も含みます） ②交付しなかった場合がある（発注日の翌日以降に交付した場合を含みます） ③交付しなかった</p>
<p>【設問】 多量の発注をすることを前提として下請代金の額（又は単価）を決定したにもかかわらず、実際には少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。</p> <p>下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積り時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。</p> <p>下請事業者に継続して発注したいものについて、下請事業者からコスト上昇等を理由として、下請代金の額（又は単価）の上げを求められたことがある場合、下請代金の額（又は単価）見直しましたか。</p> <p>下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積り時点で予定していた受領日までの期間を短縮したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。</p> <p>物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補給品等）を委託したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。</p>	<p>【設問】 下請代金の額を決定（調査対象期間よりも前に下請代金の額を決定した場合も含みます。）した後、調査対象期間中に右記のような条件が変化したことがありましたか。</p>

<p>【回答】</p> <p>①見直した</p> <p>②見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）</p> <p>③見直していない（又は見直さなかったことがある）</p> <p>④左記のような事例はない</p>	<p>【回答】</p> <p>①大量の発注をすることを前提として下請代金の額を決定したが、実際には、当初から少量の発注しか行わなかった</p> <p>②大量の発注をすることを前提として下請代金の額を決定したが、次第に少量の発注しか行わなくなった（例、発注量の減少、量産終了後の補修品、等）</p> <p>③下請代金の額を決定した後、見積り時点の委託内容よりも実際の作業内容や費用が増えた</p> <p>④下請代金の額を決定した後、給付に必要な原材料の価格が上昇した</p> <p>⑤下請代金の額を決定した後、予定していた納期を短縮した</p> <p>⑥上記①から⑤のような変化はなかった</p>
<p>①見直した</p> <p>②見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）</p> <p>③見直していない（又は見直さなかったことがある）</p> <p>④左記のような事例はない</p>	